

# あすなる

沖電気の職場を明るくする会

東京都港区三田3-2-20 TEL 03-3455-6006  
http://oakhp02.chottu.net

11年特別号・4

## 2010年「労働組合活動意識調査」の結果

### 非正規労働者に関する取り組み増加

日本の労働組合組織率は18.5%(09年度)での既存組合の活動

組合加入は依然として停滞。  
正規は賃金・年金など制度改定

厚生労働省より、2010年「労働組合活動実態調査」の結果が6月28日に公表された。

「調査」は、労働環境が変化する中での労働組合の活動実態を明らかにすることを目的としています。対象は、民営事業所における労働組合員数規模100人以上の単位労働組合(下部組織がない労働組合)で、10年6月30日現在の状況について7月に調査を行い、3,544労働組合のうち2,479労働組合から有効回答を得ました。(有効回答率69.9%)。調査は5年ごとの実施で、前回は05年に行っています。

20.3%の事業所で何らかの賃金制度の改定や退職金制度の導入が実施されました。改定に当たって労働組合が関与した事項を割合が高い順にみると、「昇給制度の導入」38.7%、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方(例:職能給など)の拡大」38.3%などとなっています。

#### ③ 非正規労働者に関する取り組み状況

非正規労働者に関する取り組みが「あり」とする労働組合の割合は、前回から大幅に増加。

非正規労働者に関する取り組みが「あり」とする労働組合の割合は、前回から大幅に増加。



#### ① 企業組織の再編などへの労働組合の関与状況

過去3年間に、企業組織の再編などが「実施された」事業所は37.9%で、その実施に関与した労働組合の割合は85.8%(前回87.6%)。

パートタイム労働者取り組み: 47.1%

結果 組合加入率 24.3% (05年=25.5%)

派遣労働者は 23.9%

結果 組合加入率 1.9% (05年=14.9%)

#### ② 賃金・退職給付制度の改定状況と、労働組合の関与状況

#### ④ メンタルヘルスに関する取り組み状況【新規調査項目】

(一) 正規労働者については、61.6%の事業所で何らかの賃金制度・退職給付制度の改定が実施されました。改定に当たって労働組合が関与した事項を割合が高い順にみると、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」91.0%、「退職給付算定方法の見直し」90.3%などとなっています。

メンタルヘルスに関する取り組みは、73.5%の労働組合が実施。特に重視する事項としては「安全衛生委員会(衛生委員会も含む)の調査審議への参加」23.7%、「労使協議機関、職場懇談会等での協議」23.5%などとなっています。

沖電気労使は非正規労働者の取り組みが遅れている。

だれもが 安心して働き 生活できる社会を

沈黙は禁

労働者は団結してこそ生活が守れる

ソニーは被災地の雇用守れ 社会的責任を果たせ  
 期間工（契約社員）が労組に加盟して雇用継続の要求

解雇通告の労働者

本社前で宣伝

（写真）ソニー本社前で、被災者の不当解雇撤回を訴えるソニー労組仙台支部の組合員たち。6月29日東京都港区



ソニーから東日本大震災を口実に解雇通告を受けた期間社員たちが29日、宮城県からバスで上京し、東京都港区のソニー本社前で被災者の雇用を守れと宣伝行動をおこないました。海外メディアも取材するなど大きな注目を集めました。

ソニーは、政府の復興構想会議委員に中鉢（ちゅうばち）良治副会長を送りつけてみました。

日本と中国の労働法 較べてみました。

中国には長時間労働が生じない仕組みがある。中華人民共和国の経済成長は著しい。世界の経済大国になったが、賃金・地域でのルールの格差は大きい。労働法では、日本と較べて規制が強い。時間管理の規制緩和が進んだ日本は「カローシ」などを生む法律になっている。中国法では一日の時間外は3時間を超えてはいけないという規定なので、徹夜・深夜労働などの決まりはない。

	日本	中国
時間外労働の規定	労働基準法では時間は定められていません 労使協定で規定 沖電気1ヶ月60時間以内	通常1日1時間を超えてはならない 特殊な場合は1日3時間 1ヶ月あたり36時間 以内
時間外労働割増賃金	通常120%以上、 休日135%以上	通常150% 休日で代休付与なし200% 法定休日300%
出産休暇	産前42日 産後56日	90日、難産15日加算 高齢者44日加算
労働契約	原則は正社員	期間を定めるが原則
有給休暇	勤続6ヶ月で10日 本人が請求	勤続1年で5日以上。取得できない場合は3倍の報酬を払う
親族訪問休暇	制度なし	単身赴任で配偶者を訪問する場合30日/年1回など
みなし・変形労働時間制の適用	労基署に届出 (規制がゆるい)	労働行政機関での認可が必要
退職金	支払い義務は 法定されていない	法律で勤続年数に応じて支払われる

りながら、仙台テクノロジーセンター（宮城県多賀城市）を事業縮小し、正社員280人を県外配転、期間社員150人全員を解雇しようとしています。

期間社員22人がソニー労働組合（電機連合加盟）に加入し、雇

長が8億6300億円。中鉢副会長は2億588万円。期間工の平均年収は270万円。「4億円で雇用は守れる」の訴えは説得力があります。内部留保金（溜め込み利益）も3兆円あり、支払いの能力も充分です。（新聞・赤旗から）

用継続を求めてたたかっています。

期間社員たちは「浸水被害は保険金でまかなえるのに、解雇は非人道的だ。負けるわけにいかない」「地域の雇用が打撃を受ける。このままでは、中小企業も日本の技術もだめになる」と訴えました。

ソニーの役員報酬は会

労使は派遣など非正規を含む従業員の雇用・生活・健康を守るのが社会的責任です。